令和2年度　飛島村スポーツ協会

総　　会

日　時　　令和3年3月27日（土）

午後7時30分より

場　所　　書面にて開催

令和２年度　飛島村スポーツ協会総会

日　時　　令和３年３月 27 日（土）
　　午後７時 30 分より
場　所　　書面にて開催

１　議事

第１号議案　　令和２年度事業報告について

第２号議案　　令和２年度歳入歳出決算見込みについて
　　（監査報告）

第３号議案　　特別会計報告について

第４号議案　　規約の変更について

第５号議案　　令和３・４年度役員（案）について

第６号議案　　令和３年度事業計画（案）について

第７号議案　　令和３年度歳入歳出予算（案）について

第１号議案

令和２年度　飛島村スポーツ協会事業報告

月　　日	事　業　名	会　　場
４月１４日（火）	第１回役員会（コロナ対策検討） 第２回役員会	中央公民館
７月１０日（水）	第３回役員会 （第１回育成クラブ代表者会）	中央公民館
８月　８日（土）	飛島村夏まつり（参加） ※新型コロナ感染拡大防止のため、中止	南部運動場
９月１６日（水）	第４回役員会	中央公民館
１０月１１日（日）	村民体育祭（参加） ※新型コロナ感染拡大防止のため、中止	飛島学園運動場
１１月１１日（水）	第５回役員会	中央公民館
１２月　５日（土）	愛知万博メモリアル　第１５回愛知県市町村対抗駅伝競走大会（応援） ※新型コロナ感染拡大防止のため、中止	愛・地球博記念公園
令和３年 １月１３日（水）	第６回役員会	中央公民館
２月　６日（土）	役員研修会 ※新型コロナ感染拡大防止のため、中止	岡崎市龍北総合運動場
３月　３日（水）	第７回役員会	中央公民館
３月　３日（水）	会計監査	中央公民館
３月２７日（土）	総会 ※新型コロナ感染拡大防止のため、書面開催	中央公民館

【次ページ】

○村スポーツ大会

令和２年度事業報告（つづき）

○村スポーツ大会

期　日	競技種目	場　所	参加チーム数
令和３年 ３月１４日	インディアカ （女子・混合）	総合体育館	
６月７日 １４日 予備日：２１日 ２８日	軟式野球	東グランド	新型コロナ感染拡大防止のため、中止
５月３１日 予備日： ６月１４日	ソフトテニス （男子・女子）	村民庭球場	
６月　７日 １４日	ソフトボール	古台ソフトボール場	
６月２８日	バレーボール （ビーチボール）	総合体育館	
９月１３日	カローリング	総合体育館	
令和３年 １月２４日 ３１日	サッカー	三福サッカー場	

第２号議案

令和2年度　飛島村スポーツ協会　歳入歳出決算見込み

【歳入】　（単位:円）

項	目	当初予算額(A)	補正額(B)	予算現額(C) (A+B)	収入済額(D)	比　較 (C+D)	説　明
1 会費		216,000	0	216,000	201,900	△ 14,100	
	1 会費	216,000	0	216,000	201,900	△ 14,100	300円×673人
2 補助金		2,503,000	0	2,503,000	2,253,250	△ 249,750	
	1 村補助金	2,500,000	0	2,500,000	2,250,000	△ 250,000	
	2 県スポーツ協会補助金	3,000	0	3,000	3,250	250	
3 寄付金		1,000	0	1,000	100,000	99,000	
	1 寄付金	1,000	0	1,000	100,000	99,000	共英製鋼㈱
4 繰越金		275,161	0	275,161	282,361	7,200	
	1 繰越金	275,161	0	275,161	282,361	7,200	令和元年度繰越金
5 繰入金		0	0	0	0	0	
	1 繰入金	0	0	0	0	0	
6 雑収入		20,839	0	20,839	7	△ 20,832	
	1 諸収入	839	0	839	7	△ 832	預金利子等
	2 参加費	20,000	0	20,000	0	△ 20,000	役員研修会中止
計		3,016,000	0	3,016,000	2,837,518	△ 178,482	

【歳出】　（単位:円）

項	目	当初予算額(E)	流用額(F)	予算現額(G) (E+F)	支出済額(H)	不要額 (G+H)	説明
1 会議費		18,000	0	18,000	7,200	10,800	
	1 総会費	8,000	0	8,000	0	8,000	書面
	2 役員会費	10,000	0	10,000	7,200	2,800	お茶等
2 事務費		55,000	0	55,000	21,187	33,813	
	1 需用費	40,000	0	40,000	19,584	20,416	事務用品・消耗品等
	2 役務費	10,000	0	10,000	122	9,878	切手代
	3 手数料	5,000	0	5,000	1,481	3,519	振込手数料
3 役員旅費		50,000	0	50,000	0	50,000	
	1 旅費	50,000	0	50,000	0	50,000	大会派遣なし
4 事業費		2,566,000	0	2,566,000	2,403,229	162,771	
	1 活動助成費	1,926,000	351,000	2,277,000	2,277,000	0	助成団体(8団体)、追加助成(5万*7団体)
	2 大会費	500,000	-350,000	150,000	126,229	23,771	大会資材等
	3 講習会費	20,000	-1,000	19,000	0	19,000	
	4 役員研修費	120,000	0	120,000	0	120,000	役員研修会中止
	5 記念事業費	0	0	0	0	0	
5 負担金		15,000	0	15,000	13,000	2,000	
	1 県スポーツ協会	13,000	0	13,000	13,000	0	
	2 西尾張スポーツ協会	2,000	0	2,000	0	2,000	R2は納付なし
6 交際費		100,000	0	100,000	5,000	95,000	
	1 交際費	100,000	0	100,000	5,000	95,000	香典1件
7 賃借料		160,000	0	160,000	81,180	78,820	
	1 賃借料	160,000	0	160,000	81,180	78,820	AED2台*7月
8 予備費		2,000	0	2,000	0	2,000	
	1 予備費	2,000	0	2,000	0	2,000	
9 積立費		50,000	0	50,000	50,000	0	
	1 積立金	50,000	0	50,000	50,000	0	創立30周年記念事業
計		3,016,000	0	3,016,000	2,580,796	435,204	

※　予算の過不足が生じた場合は、科目間で流用することができる。

収入見込額　　2,837,518円
支出見込額　　2,580,796円
差引残額　　256,722円（次年度繰越額）

記念事業積立金(R1年度より毎年度積立)

現在額(R3.3.3現在)	462,000円
今年度の積立金	50,000円

監　査　報　告

飛島村スポーツ協会
会長　横　井　達　也　様

令和２年度飛島村スポーツ協会歳入歳出決算見込額は、関係諸帳簿及び預金通帳を照合して審査した結果、計数は符合し、いずれも正確であることを確認した。

監査日　　令和２年３月３日

以上、監査の結果、報告のとおり相違ないことを認めます。

飛島村スポーツ協会

監　事　伊藤秀樹

監　事　小林輝秋

第３号議案

特別会計報告について

下記のとおり飛島村スポーツ協会記念事業積立金として、飛島村スポーツ協会特別会計にて積み立てるものとする。

記

積　　立　　報　　告　　書

令和３年３月３日現在

（単位　円）

年　度	積　立　金（A）	利息（B）	払　出　額（C）	残　　高（A+B-C）
令和元年度	４６２，０００	０	０	４６２，０００
令和２年度	５０，０００	０	０	５０，０００
合　計	５１２，０００	０	０	５１２，０００

【飛島村スポーツ協会記念事業積立金要領】

令和３年３月３日調製

１　積立金の名称

「飛島村スポーツ協会記念事業積立金」

２　積立の目的及び方法

積立にあたっては、今後予想される本協会周年記念事業に係る経費負担について、その事業規模から鑑み、単年度の一般会計予算の範囲内で賄うことは極めて困難であると考えられる。

しかし、近年の各自治体の財政状況の厳しい状況下においては、補助金の増額要求もままならない。そのため、本協会においても予算面において、何らかの対策を早めに講じる必要性がある。

また、今後各種補助金の減額も有り得るので、毎年支出の縮減に努めながら、弾力的運用をするとともに、財政状況に鑑み、一般会計より繰り出し、計画的に積立を行い、適正に管理するものとする。

３　毎年総会に特別会計報告書を提出し、その積立状況を報告するものとする。

４　その他必要な事項は、別に定める。

（参考：これまでの経緯）

令和２年３月８日開催の役員会にて決定した事項

・30周年記念事業（令和11年度開催を予定）に向けて、20周年の事業規模を参考に、目標額912,000円を積立開始する。以降、毎年度５万円を積み立てる。

・令和元年度は、20周年記念事業費の残金及び、10万円を追加積立。

第４号議案

規約の変更について

１．変更理由

・令和３年３月３１日付けで、生涯学習（スポーツ）推進委員が廃止されることに伴い、規約中の文言を削除するものである。

・令和３年３月３１日付けで、ソフトボール協会が脱会することに伴い、役員会役職の定員を見直し、副会長職を２名以内とするものである。

２．変更期日

令和３年４月１日

飛 島 村 ス ポ ー ツ協 会 規 約

第１章　総　則

第１条　本会は、飛島村スポーツ協会（以下「本会」という。）と称する。
第２条　本会の事務局は、飛島村教育委員会に置く。
第３条　本会は、公益財団法人愛知県スポーツ協会に加盟する。

第２章　目　的

第４条　本会は、飛島村におけるスポーツの普及と振興、スポーツ団体相互の連絡及びスポーツ愛好者の親睦を図り、スポーツを通して明るく健康な村づくりを目的とする。

第３章　事　業

第５条　本会は、第４条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) スポーツ活動及びスポーツの指導奨励を図ること
(2) 各種スポーツ大会、講習会を開催すること
(3) スポーツ団体の強化発展と連絡融和を図ること
(4) 県及び村の実施するスポーツに関する諸施策への協力をすること
(5) その他、本会の目的達成に必要な事業を行うこと

第４章　組　織

第６条　本会は、本会の目的及び事業に賛同する飛島村内に組織されている各種目別競技団体及びこれらに準ずる団体を以て構成する。
２　スポーツ推進委員会~~・生涯学習（スポーツ）推進員会~~等のスポーツ関係諸団体を本会の協力団体とし、相互に協力を行うものとする。
第７条　本会への加盟及び加盟団体の脱会は役員会の承認を要する。

第５章　役　員

第８条　本会に次の役員を置く。
(1) 会　長　　１名
(2) 副会長　　２名<u>以内</u>
(3) 会　計　　１名
(4) 書　記　　１名
(5) 監　事　　２名
(6) 理　事　　若干名

第９条　会長は、役員会において推挙し、総会で決定する。会長は、本会を代表し、会務を総理する。
第10条　副会長は、会長が委嘱する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
第11条　理事は、下記により選出し会務を掌理する。
(1) 各種目別競技団体（連盟協会）　　各１名
(2) スポーツ協会育成クラブ　　代表１名
(3) スポーツ少年団　　代表２名
（団長代表１名・指導者代表１名）

第12条　会計、書記、監事は役員会において理事の互選とし、総会で決定する。
２　会計は、本会の経理を処理する。
３　書記は、本会の事務を処理する。

４　監事は、本会の会計を監査する。
第13条　本会に顧問・参与を置くことができる。
２　顧問は役員会の承認を得て、会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。
３　参与は、学識経験者ならびにスポーツに理解のある者を役員会の推薦によって会長が委嘱する。参与は、会長の要請により役員会に出席し指導と助言を与える。
第14条　役員の任期は２年とする。但し再任を妨げない。
２　補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
第15条　役員は、任期が満了しても後任者の就任するまで職務を行う。

第６章　会　議

第16条　会議は、総会、役員会とする。
２　総会は、年１回会長が招集し、次の事項を審議決定する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を開くことができる。
(1)　規約の改正
(2)　事業報告と決算の承認
(3)　事業計画と予算の決定
(4)　その他の重要事項
３　役員会は、会長、副会長、会計、書記、監事、理事で構成し、会長が招集し議長となる。
４　役員会は、本会事業遂行上次の事項を審議する。
(1)　事業計画及び事業報告に関すること
(2)　規約の改正に関すること
(3)　予算及び決算に関すること
(4)　第７条に関すること
(5)　役員選出に関すること
(6)　その他本会の運営に必要と認められる事項
第17条　会議は、３分の２以上の出席を以て成立する。ただし、委任状を以て出席とすることができる。会議の議決は出席者の過半数を以て決する。同数のときは議長がこれを決する。

第７章　会　計

第18条　本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。
(1)　会費
(2)　補助金
(3)　寄付金
(4)　その他の収入
第19条　本会の会計年度は、毎年４月に始まり翌年３月３１日に終わり、各年度末に監事の審査に付し、併せて会計報告を行う。余剰金あるときは翌年度へ繰り越す。

第８章　規約の改正

第20条　本会の規約は、総会において出席者の３分の２以上の同意を得、変更することができる。
２　本規約に定めなき事項については、役員会において審議し、総会において決定する。

附　則
１　この規約は、平成１１年４月１日から施行する。

２　飛島村体育協会規約（昭和３７年４月１日）は廃止する。

附　則

１　この規約は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

１　この規約は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

１　この規約は、令和３年４月１日から施行する。

第５号議案

飛島村スポーツ協会役員（案）

任期　令和3年4月1日～令和5年3月31日

役　職	氏　名	所　属
顧　問	加　藤　光　彦	村　長
顧　問	岡　部　光　昭	前飛島村体育協会長
参　与	田　宮　知　行	教育長
会　長	横　井　達　也	軟式野球連盟
副会長	服　部　道　弘	バレーボール連盟
会　計	橋　本　涉	インディアカ協会
書　記	犬　飼　靖　司	サッカー協会
監　事	伊　藤　秀　樹	カローリング協会
監　事	小　林　輝　秋	グラウンドゴルフ協会
理　事	山　本　謙	ソフトテニス協会
理　事	木　全　宏　尚	スポーツ少年団（団長代表）
理　事	久　野　鉄　男	スポーツ少年団（指導者代表）
理　事	正　木　尚　憲	育成クラブ代表者（6団体）

※スポーツ推進委員会は、協力団体とする。

《構成団体》連盟、協会　　7団体
育成クラブ　　6団体
（空手道、剣道、硬式テニス、水泳、バドミントン、陸上）
スポーツ少年団　4団体
（サッカー、テニス、ミニバスケットボール、剣道）

第６号議案

令和３年度　飛島村スポーツ協会　事業計画（案）

月　　日	事　業　名	会　　場
５月１２日（水）	第１回役員会・ 第１回育成クラブ代表者会	中央公民館
８月　７日（土）	飛島村夏まつり（参加）	南部運動場
９月１５日（水）	第２回役員会	中央公民館
１０月１０日（日） 予備日なし	村民体育祭（参加）	飛島学園運動場
１２月　４日（土）	愛知万博メモリアル　第１５回 愛知県市町村対抗駅伝競走大会 （応援）	愛・地球博記念公園
令和４年 １月１２日（水）	第３回役員会・ 第２回育成クラブ代表者会	中央公民館
１月下旬～２月中旬	役員研修会	未定
３月　２日（水）	第４回役員会・会計監査	中央公民館
３月１９日（土）	総会	中央公民館

※　役員会は、原則第１水曜日。イベントなど各種会議が予定される場合は、翌週以降に振り替え。

※　総会は、文化協会と連日開催で調整。

【次ページ】

○村スポーツ大会

令和３年度事業計画（案）（つづき）

●村スポーツ大会（予定）

期　日	競技種目	場　所	備　考
５月２日（日）	インディアカ	総合体育館	
５月９日（日） 16 日（日）	軟式野球	東グランド	予備日５月 23 日（日）、30 日（日）
５月 30 日（日）	ソフトテニス	村民庭球場	予備日６月６日（日）
７月４日（日）	バレーボール （ビーチボール）	総合体育館	
９月 12 日（日）	カローリング	総合体育館	
令和４年 １月 23 日（日） 30 日（日）	サッカー	三福サッカー場	

第7号議案

令和3年度　飛島村スポーツ協会　歳入歳出予算書(案)

歳入予算額　　2,688,000 円
歳出予算額　　2,688,000 円
差　　引　　0 円

【歳入】　(単位:円)

科目 項	科目 目	本年度当初予算額	前年度当初予算額	比較	説明
1. 会　費		168,000	216,000	△ 48,000	
	1. 会　費	168,000	216,000	△ 48,000	300円×560人
2. 補助金		2,243,000	2,503,000	△ 260,000	
	1. 村補助金	2,240,000	2,500,000	△ 260,000	
	2. 県スポーツ協会補助金	3,000	3,000	0	
3. 寄付金		1,000	1,000	0	
	1. 寄付金	1,000	1,000	0	
4. 繰越金		256,722	275,161	△ 18,439	
	1. 繰越金	256,722	275,161	△ 18,439	令和2年度繰越金
5. 繰入金		0	0	0	
	1. 繰入金	0	0	0	
6. 諸収入		19,278	20,839	△ 1,561	
	1. 諸収入	278	839	△ 561	預金利子等
	2. 参加費	19,000	20,000	△ 1,000	役員研修会会費
歳　入　合　計		2,688,000	3,016,000	△ 328,000	

【歳出】　(単位:円)

科目 項	科目 目	本年度当初予算額	前年度当初予算額	比較	説明
1. 会議費		18,000	18,000	0	
	1. 総会費	8,000	8,000	0	お茶等
	2. 役員会費	10,000	10,000	0	お茶等
2. 事務費		53,000	55,000	△ 2,000	
	1. 需用費	40,000	40,000	0	事務用品・消耗品等
	2. 役務費	8,000	10,000	△ 2,000	切手代
	3. 手数料	5,000	5,000	0	振込手数料
3. 役員旅費		1,000	50,000	△ 49,000	
	1. 旅費	1,000	50,000	△ 49,000	大会派遣等
4. 事業費		2,340,000	2,566,000	△ 226,000	
	1. 活動助成費	1,670,000	1,926,000	△ 256,000	助成団体(7団体)
	2. 大会費	500,000	500,000	0	大会資材等
	3. 講習会費	50,000	20,000	30,000	
	4. 役員研修費	120,000	120,000	0	役員研修会
	5. 記念事業費	0	0	0	
5. 負担金		15,000	15,000	0	
	1. 県スポーツ協会	13,000	13,000	0	
	2. 西尾張スポーツ協会	2,000	2,000	0	
6. 交際費		100,000	100,000	0	
	1. 交際費	100,000	100,000	0	全国出場激励金・慶弔費等
7. 賃借料		109,000	160,000	△ 51,000	
	1. 賃借料	109,000	160,000	△ 51,000	AED2台*12月
8. 予備費		2,000	2,000	0	
	1. 予備費	2,000	2,000	0	
9. 積立金		50,000	50,000	0	
	1. 積立金	50,000	50,000	0	創立30周年記念事業
歳　出　合　計		2,688,000	3,016,000	△ 328,000	

予算の過不足が生じた場合は、科目間で流用することができる。

規約等資料

飛 島 村 ス ポ ー ツ協 会 細 則

第１条　本会に加盟する団体は、毎事業年度ごとに飛島村スポーツ協会団体登録申請書（様式１）を前年度の３月末日までに会長へ提出すること。

第２条　本会が加盟団体に対して交付する補助金は、飛島村スポーツ協会団体登録会員数（前年度各団体総会時）及び飛島村スポーツ協会団体加盟実績報告書（様式２）に基づき算出された額とする。

２　登録会員数及び実績報告書は１月末日までに会長に提出すること。

第３条　スポーツ協会費は、次のとおりとし、５月末日までに本会に納入すること。ただし、新規加盟の場合は、下記の年額会費を加盟時に納入するものとし、脱会する場合についての会費等は一切返金しない。

２　スポーツ協会費は、年額１名当たり３００円とする。ただし、会員数については、各団体総会時の人数とする。

第４条　総会は、以下に示す団体の代表者で構成する。

(1)	連盟・協会	各　４名
(2)	育成クラブ	各　２名
(3)	スポーツ少年団	各　２名

第５条　本会へは次の条件を満たす場合に加盟できるものとする。ただし、本会が特に認める団体は、この限りではない。

(1)　村在住または在勤者で構成されていること。
(2)　競技チームとして成立し得る人員を確保している団体であること。
(3)　原則として、自主的な充実した活動内容を有している団体であること。
(4)　本会の趣旨に賛同している団体であること。
(5)　育成クラブは、教育委員会が承認した団体であること。

第６条　本会を脱会する場合は、脱会届（様式６）を役員会に提出すること。

第７条　本会の賞・罰ならびに弔慰規程は、別に定めることができる。

第８条　本細則は、役員会で改正することができる。

附　則

この細則は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成１２年３月４日から施行する。

附　則

この細則は、平成３１年４月１日から施行する。

飛島村スポーツ協会会費・活動助成費に関する内規

（趣旨）

第１条　飛島村スポーツ協会（以下「本会」という。）規約第７章に基づく会計に関し必要な事項を定めるものとする。

（会費）

第２条　本会に加盟する団体（以下「団体」とする。）は、次に掲げる会費を会費納入票（様式４）及び団体会員名簿（様式５）とともに５月末日までに納めること。

・スポーツ協会費　１人当たり　３００円

（活動助成費）

第３条　各団体に、予算の範囲内で次に掲げる区分により算出した額を活動助成費として支給する。なお、各団体は１月末日までに、飛島村スポーツ協会加盟団体会員数及び実績報告書（様式２）を会長に提出すること。

（１）　特別助成金

次に掲げる必要経費を合計した額を各団体の特別助成金とする。

ア　上部団体加盟費

愛知県及び西尾張、海部地区の上部団体加盟費の２分の１額

イ　記念事業費

各団体から、前年度の１２月末日までに記念事業として申請され、本会役員会で承認された事業経費の２分の１額（１０万円を上限とし、パーティー等の飲食に関わる経費は対象外とする。）

（２）　一般助成金

次に掲げる額を合計し、配分率により算出した額を各団体の一般助成金とする。ただし、総額は助成金総額から特別助成金総額を差し引いた額とする。

ア　団体割額

会員数及び加盟チーム数による基礎額（表１．表２）を積算し、基準額を配分率により算出した額

表１　会員数による基礎額

会員数	基礎額
１～２０	１０，０００円
２１～４０	２０，０００円
４１～６０	３０，０００円
６１～８０	４０，０００円
８１～	５０，０００円

表２　加盟チーム数による基礎額

加盟チーム数	基礎額
１～１０	４０，０００円
１１～	５０，０００円

イ　大会割額

①主催主管大会費　　１日当たり８，０００円

対象となるのは、前年１月から１２月に団体が主催または主管として実施した大会、講習会及び教室とする。ただし、野球リーグ戦は６日間、サッカーリーグ戦は２日間で算定する。また、大会は２日間を上限とし、全国大会補助金受給大会は除く。

②村外大会費　　１人当たり５００円

対象となる大会は、前年の１月～１２月に団体が出場した村外大会（自

治体及びそれに準ずる団体等が主催し、開催要項等が完備されている大会）とする。対象人数は実参加者数とする。ただし、１チームの人数は各種目の基本的な試合登録者数を上限とする。（表３）

表３　種目別試合登録者数

種　　目　　名	試合登録者数
軟　式　野　球	２０名
ソフトボール	２０名
サッカー	１６名
バレーボール （ビーチボールバレー）	１３名 （７名）
綱引	１３名
インディアカ	１０名
グラウンドゴルフ	８名
カローリング	３名
ソフトテニス	２名

ウ　会員割額　　１人当たり７００円（前年度各団体総会時の会員数）

２　活動助成費の申請については、助成金交付申請書（様式３）及び団体事業計画書、団体予算書を５月上旬に提出すること。本会事務局は、提出書類を審査し、適正と認定したときは助成金交付決定を申請者に通知する。申請者からの請求書を本会事務局が受理した後、団体の指定口座に助成金を振り込むものとする。

３　活動助成費の充当経費は、大会等の報償費、消耗品費及び食糧費及びその他会長が必要と認めるものとする。

４　活動助成費は、スポーツ協会予算内で支払うものとし、役員会で審議し決定する。

（内規の変更）

第４条　この内規は、役員会で審議し、変更することができる。

（雑則）

第５条　この内規に定めるもののほか、会費・活動助成費に関する必要事項は役員会がこれを定める。

附　則

この内規は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成１２年２月２日から施行する。

附　則

この内規は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、令和２年４月１日から施行する。

飛島村スポーツ協会　弔慰規程

（目的）

第１条　この規程は、飛島村スポーツ協会（以下「本会」という）の役員等（顧問・参与を含む）及びその同居親族（配偶者並びに１親等の親・子）の弔慰について必要な事項を定めるものとする。

（弔慰の種類）

第２条　本会が行う弔慰は、次に掲げるとおりとする。

（１）弔慰

（２）病気見舞い

２　対応は会長が行うものとするが、会長が対応できない場合は、副会長もしくは、その代理者となる者が対応する。

（会計）

第３条　本規程の会計は、スポーツ協会規約の会計及び臨時徴収金による。

（基準）

第４条　第２条に規定する弔慰の基準は別表のとおりとする。

（協議）

第５条　第２条に定めるもののほか、本会会長が特に必要と認める場合は、その都度協議して決定することができる。

（その他）

第６条

（１）本規程の第４条については、各役員より事前に事務局へ申告することを原則とする。

（２）本規程の第４条についての返礼は一切しないものとする。

（３）本規程は、役員会で改正することができる。

（４）飛島村議会議長・教育委員会委員長に関しては、本規程に準ずる。

附　則

この規程は、平成24年１月19日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

別表

項　　目 （支給区分）	内　　容	具体的な対応 （支給金額）
弔　　慰	役員本人が死亡した場合	香料　　10,000円 生花　　１基
	役員の同居親族（配偶者並びに１親等の親・子）が死亡した場合	香料　　5,000円
病気見舞	役員本人が疾病または負傷により、１週間以上入院した場合	見舞金　5,000円

飛島村スポーツ協会表彰規程

（趣旨）

第１条　飛島村スポーツ協会（以下「本会」という）規約第５条第１号の規定に基づき、飛島村の体育・スポーツの振興発展に寄与し、本会の運営及び事業遂行に貢献した個人の表彰について必要な事項を定めるものとする。

（種類）

第２条　表彰は、次に掲げるものを対象とする。

（１）特別功労賞

協会の役員として会の発展に寄与した者

（対象）

第３条　被表彰者は、飛島村に在住、在勤する者を対象とする。

（基準）

第４条　特別功労賞は、次の各号に該当する者に対して行う。

（１）　本会の役員で、勤続２０年以上にして、功績顕著な者

（２）　会長が特に必要と認めた者

（選考）

第５条　表彰者は、役員会の審査を経て決定する。

（方法）

第６条　表彰は、表彰状と記念品を贈呈する。

（その他）

第７条　この規程に定めるもののほか、必要事項は、役員会において審議、変更することができる。

附　則

この規程は、令和２年１月１５日から施行する。

飛島村スポーツ協会育成クラブ設置規程

第１章　総則

第１条　この規程は、飛島村スポーツ協会規約にもとづいて設置された飛島村スポーツ協会育成クラブに関することを定める。

第２条　育成クラブは、原則として１種目１クラブとする。

第２章　目　的

第３条　育成クラブは、スポーツ愛好者の健康増進と親睦、及び飛島村のスポーツの普及と振興を目的とし、自主的に活動・運営するものとする。

２　前項の目的を達成するために次の活動を行う。

（１）体力向上・健康増進のための活動を継続して行う。

（２）村・スポーツ協会の主催する事業に協力をする。

（３）村民のスポーツ思想の宣伝啓発をする。

第３章　登録申請・脱会

第４条　スポーツ協会育成クラブに新規に登録しようとするクラブは、育成クラブ登録申請書（様式１）・活動報告書（１年間）（様式２）・役員名簿・クラブ員連絡網を飛島村スポーツ協会長に提出すること。スポーツ協会役員会及び教育委員会で検討し、登録の可否を決定する。また、以下の条件を満たしているクラブであること。

（１）１年以上かつ月２回以上の充実した活動実績があること。

（２）役員組織・連絡網が確立されていること。

（３）第６条の条件を満たしている団体であること。

（４）営利を目的とした団体でないこと。

（５）スポーツ協会の趣旨に賛同している団体であること。

（６）概ね１０名以上のクラブ員で構成されていること。

（７）自主的な充実した活動内容を有している団体であること。

２　登録申請は、毎年度行うものとする。

第５条　育成クラブの目的に合わない活動内容及び組織である場合、また別に定める活動内規が守られない場合には登録を抹消する。

２　何らかの事情で脱会する場合は、飛島村スポーツ協会長に申し出ること。

第４章　クラブ員

第６条　育成クラブ員は、飛島村在住及び在勤者を中心とし構成する。また、スポーツ傷害保険に加入することが望ましい。

第７条　育成クラブに入部しようとする者は、クラブ代表者にスポーツ協会育成クラブ入部申込書（様式３）を提出すること。

第８条　各クラブで代表者１名を置く。代表者は、成人から選出し、クラブ活動全般の連絡調整を行う。

第５章　会議

第９条　スポーツ協会育成クラブ代表理事の招集により、代表者会を必要に応じて開く。代表者が欠席の場合は、代理人が出席する。

第６章　規程の変更

第10条　この規程は、スポーツ協会役員会で審議し変更することができる。

附　則

この規程は、平成１１年１１月１２日から施行する。

附　則

この規定は、平成２８年１月１５日から施行する。

附　則

この規定は、平成３１年４月１日から施行する。

飛島村スポーツ協会育成クラブ活動内規

第１条　各クラブ所定の場所で活動することを原則とする。

第２条　未成年者が活動する場合には、必ず成人~~（２０歳以上）~~の代表者または、指導者が付き添うこと。（未成年者の加入には、保護者の同意を得ること。）

第３条　活動日は、原則として週１回とする。
２　指定日以外の練習は原則として行わないこと。

第４条　活動時間は、準備から片付けまでとし、決められた活動時間を厳守すること。

第５条　活動日誌（様式４）は毎回記入すること。

第６条　村の行事等で施設を利用できない場合は、休部とする。

第７条　各クラブの活動日数が、年間を通して活動予定日の１／２以下の場合は、原則として翌年の活動日の割り振りを行わない。

第８条　活動を行わない場合は、事前に総合社会教育センターまで連絡をし、無断で休部をしない。なお、１ヶ月以上続けて休部する場合は、休部届（様式５）をスポーツ協会長に提出すこと。

第９条　施設使用後の片付け、清掃及び消灯を必ず行うこと。

第10条　使用した器具等については、元あった場所に返却するとともに整理整頓に心がける。また、器具等を破損した場合には、速やかに総合社会教育センター館長まで届け出ること。

第11条　この内規は、スポーツ協会役員会で審議し変更することができる。

附　則
この内規は、平成１１年１１月１２日から施行する。
附　則
この内規は、平成３１年４月１日から施行する。
附　則
この内規は、令和３年４月１日から施行する。

みんなでスポーツを！

SPORTS FOR ALL

飛島村スポーツ協会

〒490-1436　愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地
（飛島村中央公民館内生涯教育課）
電 話 〈0567〉52－3351
FAX 〈0567〉52－2155

最新の活動情報はホームページをご覧ください→